

2025 年 4 月 1 日

**吸収分割に係る事後開示書面**  
(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく吸収分割に関する書面の備置き)

東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号  
三菱食品株式会社  
代表取締役 京 谷 裕



東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号  
株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ  
代表取締役 小 谷 光 司



三菱食品株式会社（以下「甲」といいます。）と株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ（以下「乙」といいます。）は、2024 年 12 月 19 日付吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲が営む物流事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施致しました。

本吸収分割に関し、会社法 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条の規定に基づく事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）  
2025 年 4 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）  
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、会社法第 784 条の 2 但し書きの規定により、該当事項はございません。
3. 吸収分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）
  - (1) 会社法第 785 条の規定による手続の経過  
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、会社法 785 条の規定による株式の買取請求をすることはできません。
  - (2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
甲は、新株予約権を発行していないため、新株予約権買取請求の手続きに関する該当事項はございません。
  - (3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過  
本吸収分割は、甲から乙に債務を承継せず、会社法 789 条の規定による異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はございません。
4. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過  
乙の株主は甲のみであり、該当事項はございません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
乙の株主は甲のみであり、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 2 月 3 日付で官報による公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、乙は本吸収分割のために昨年 11 月に設立されたばかりであり、債権者は不在であることから、催告をする必要はありませんでした。

5. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日をもって、甲より、甲が有していた本件事業に関する権利義務を吸収分割契約に基づき承継いたしました。

詳細は、「会社法第 782 条第 1 項に規定する備置書類」のとおりです。

6. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 4 月 2 日

7. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上